

ノートパソコン貸与申請書

令和 年 月 日

徳島大学長 殿

経済的理由により、ノートパソコンの貸与を申請します。

また、ノートパソコン借用にあたっては、別紙の借入事項を遵守します。

【ノートパソコン貸与を希望する理由】

申請理由を以下から該当する項目すべてにチェックを入れてください。

- 生活保護世帯である
- 社会的養護を必要とする者（満18歳となる日の前日又は高校卒業時点（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）に児童養護施設等に入所していた者、又は里親等を行う者のもとで養育されていた者）である
- 入学前1年以内に主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害（罹災証明書により証明されたもの）を受けた
- 入学前1年以内に主たる学資負担者が次のいずれかに該当している
- ・不慮の事故又は病気により長期療養中である
 - ・勤務する会社等の倒産又は失職（定年退職、任期満了に伴う退職を除く）している
 - ・行方不明である
- 日本学生支援機構給付奨学金の予約採用候補者（「第Ⅰ区分」もしくは「第Ⅰ区分（多子世帯）」）である
- 渡日前入学制度による私費外国人留学生である

※選考のうえ、貸与者を決定します。なお、虚偽の申告を行ったことが明らかになったときは、直ちに返却していただきます。

【申請者】

入学年度	(和暦)	年度入学
学部・学科		学部 学科
受験番号		
(フリガナ) 氏名		
住所	〒	—
電話番号		
メールアドレス		

(大学使用欄)

【学生支援課】

受付年月日	担当者印

【徳島大学生協】

生協管理番号	貸与年月日	担当者印	返却年月日	担当者印

借入事項

1. 被貸与者の貸与期間は翌年3月15日までとし、遅滞なく徳島大学生協へ返却するものとする。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の責任を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について全ての責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアの一切の変更を加えてはならない。また、ソフトのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りでない。
4. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材のソフトをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
7. 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
8. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
9. 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わなければならない。
10. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わなければならない。
11. 貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。（貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。）
12. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。